

エルサルバドル外国投資ガイド

- 1.会社法関連（外資出資比率制限含む）
- 2.税法関連
- 3.労働法関連
- 4.投資インセンティブ
- 5.関連コスト

2017年10月現在

在エルサルバドル日本大使館

1. 会社法関連		
	説明	根拠法
最低発起人数	2名	会社法第17条
最低取締役数	1名	会社法第254条
取締役会最低開催回数	1回	会社法第258条
株主総会開催回数	1回: 会計年度(1月-12月)開始5ヶ月以内	会社法第223条
株主総会書面決議	書面決議不可	会社法第88条
外資出資比率制限	法令上なし ただし、特定業種により運営上の制限有り	—
英語による取締役会、株主総会議事録登録	必要なし	—
禁止産業	金属鉱山地上及び地中における金属鉱物の調査、探索、抽出、加工の一切禁止(政府・国内・国外企業全て)	金属鉱山禁止法

2. 税法関連		
	説明	根拠法
付加価値税(VAT)	13%	税法第37条
配当税	国内・海外向け共に5%	税法第72条
海外利子やロイヤリティにおける源泉徴収	10%	税法第16条
法人税納付期限	会計年度開始から4か月以内(4月最終日まで) 監査報告書提出期限なし(1年に一回の提出義務有り)	税法第80条 税法第440条
法人所得税	税引き前利益に30%課税 税引き前利益が15万ドル以下の場合25%	税法第41条
住民税	例: 首都サンサルバドル市は税引き前利益をベースとして産業別に定められた一定額の住民税あり	サンサルバドル住民税法
輸入関税	0~40%	財務省HP
輸出関税	なし	—
特別税	固定・携帯電話使用料金、ケーブルテレビ・衛星放送受信料、インターネット使用料及びそれら機器購入に5%の課税 テレビ、パソコンを除く電子機器輸入に5%の課税	治安のための特別法第3条

3. 労働法関連		
	説明	根拠法
会社都合解雇	退職金の支払義務発生	労働法第53-57条
退職金(解雇)	月額給与×勤続年数+それまでの勤続日数 計算に際し, 月額給与は各セクターの最低賃金×4を 最高額, 最低額は最低賃金15日分に換算	労働法第58-59条
退職金(自主)	月額給与の15日分×勤続年数 月額給与は各セクターの最低賃金2倍を最高額とする	自主退職法第8条
残業規定・法定労働時間	最大残業時間規定なし 一日:最大8時間, 週:最大44時間	労働法第161条
福利厚生	・産休12週間(その内6週間は産後) ・産後特別休暇(対象:父親, 期間:3日) ・年金(労働者負担:7.25%, 会社負担:7.75%) ・社会保障費(労働者負担:3%, 会社負担7.5%)	労働法第29, 30 9-312条 社会保障法第1, 3, 7, 29条 年金法第13条
残業規定	19時まで:100%の賃金支払 19時-6時まで:20%の割増賃金支払	労働法第168-170条
有給休暇制度	勤続2年目から権利発生, 1年に15日, 繰越し不可 有給取得日は30%の割増賃金を支払う	労働法第177条
ボーナス	一年に一回(12月12~20日の期間) 最低支払額 1. 勤続年数1-3年:賃金10日分 2. 勤続年数3-10年:賃金15日分 3. 勤続年数10年以上:賃金18日分	労働法第196-198条
セクハラ規定	身体接触, 発言, 明白な性的行動 処罰:3-5年の懲役	刑法第165条
パワハラ規定	法律上無し	-
組合加入義務	法律上無し	-
定年制度	法律上無し	-
会社利益の従業員への分配義務	法律上無し	-

4. 投資インセンティブ		
	説明	根拠法
フリーゾーン	国内17か所 法人税・住民税免除(以下参照) 設備機材, 機械, 原材料等の輸入関税・VAT免除 配当税12年間免除	フリーゾーン法 第17条
特定業種	法人税・住民税免除 設備機材, 関連機器等の輸入関税・VAT免除 対象業種: コールセンター, 倉庫業等の10職種	国際サービス法 第2条, 第21条
再生可能 エネルギー	法人税免除: 10MW以下プロジェクト・10年 10MW以上プロジェクト・5年 プロジェクト開始のための施設建設・拡大に必要な必要機材等の輸入関税・VAT免除: 電気通信監督庁によるプロジェクト認可証明を取得してから10年間	再生可能エネルギー促進法第3 条

	フリーゾーン法人税免除率/期間
サンサルバドル首都圏内	100%/0-15年
	60%/16-25年
	40%/26-35年
サンサルバドル外	法人税免除率/期間
	100%/0-20年
	60%/21-35年
	40%/36-45年

	住民税免除率/期間
サンサルバドル首都圏内	100%/0-15年
	90%/16-25年
	75%/26年~
サンサルバドル外	住民税免除率/期間
	100%/0-20年
	90%/21-35年
	75%/36年~

5. 関連コスト情報：2017年10月現在

月額料金 = (M3 x 上水道料金) + 下水道料金(固定)(単位:USドル)		
範囲 (M ³)	上水道料金	下水道料金
0 - 5 M ³	3.76	0.100
6 - 20 M ³	0.900/M ³	5.00
21 - 30 M ³	1.200/M ³	7.50
31 - 50 M ³	1.500/M ³	7.50
51 - 60 M ³	1.875/M ³	7.50
61 - 90 M ³	2.344/M ³	7.50
91 - 100 M ³	2.930/M ³	7.50
101 - 500 M ³	3.662/M ³	10.00
501 M ³ ~	4.578/M ³	20.00

月額最低賃金 (単位:USドル)	
商業・サービス業	300
製造業 (製糖工場含む)	300
マキラ・繊維・縫製業	295
季節農工業 (コーヒー)	224
サトウキビ収穫業	224
コーヒー収穫業	200
季節農工業 (綿花)	200
農畜産業	200
綿花収穫業	200

コスト(単位:USドル)	
ガソリン1リットル(2016年:年平均)	0.69
サラリー賃金水準(2016年:月額平均)	361
Hourly賃金水準(2016年:月額平均)	173(※2017年1月より最低賃金上昇)
フリーゾーンm ² 当たり土地単価	工場地:3.50-3.90 オフィス地:4.60-10.00

電気料金

- ・ 1 四半期毎に電気料金の見直し
- ・ 各企業が使用しているメーター，変圧器，消費電力，配電会社により電気料変化
- ・ 当国電気通信監督庁（S I G E T）が一例としてあげている電気料金表は以下

Banda	CAESS	DELSUR	AES CLESA	EEO	DEUSEM	B&D	EDESAL	ABRUZZO	PROMEDIO
	US\$/MWh								
Punta	122.605354	123.067283	122.150140	120.074043	117.223304	117.815203	125.318972	108.990860	122.045935
Resto	119.470177	115.977401	119.911749	116.153440	115.132583	109.238145	121.144023	108.000306	118.149049
Valle	123.681634	121.807098	121.696614	120.860834	119.309211	116.757565	122.419089	102.161805	122.268066
Total	120.908991	118.738847	120.750921	118.046985	116.470141	112.618878	122.342067	106.774417	119.803117

(出所：電気通信監督庁：2017年7月15日から10月15日まで)